

森林造成補助制度の概要

事業名		事業内容	
森林環境保全直接支援事業(経済林)	人工造林	拡大造林	雑木、竹、原野、水田跡地の植栽
		再造林	スギ、ヒノキなど針葉樹の伐採跡地への植栽
	保育	下刈	1年生～5年生以下の造林地を下刈
		枝打	1.5m以上と2m未満の枝打(11年生以上～30年生以下)
			2.0m以上と3m未満の枝打(11年生以上～30年生以下)
	複層林	受光伐	複層林を造るための強度の抜き切り及び保存木の枝落とし
		樹下植栽	受光伐作業後の植栽
		下刈	保育下刈に同じ
	育成天然林	改良	クスギ、コナラの伐採後の不要木、不要萌芽の除去及び補植
		下刈	補助対象林令は3年生以下(平成28年度より)
	間伐	除間伐	林令11～35年生・本数の30%以上伐採・搬出なし
			林令11～35年生・本数の30%以上伐採・伐採本数の80%以上搬出
			林令36～45年生・本数の30%以上伐採・伐採本数の80%以上搬出
鳥獣害防止施設	鹿ネット	シカによる造林木の被害を防ぐための防護ネットを設置	
被害地等森林整備事業	育成単層林整備	指定被害地造林	被害木整理事業、跡地造林事業
		被害地造林	シカ、ウサギなどの食害による被害が30%以上の造林地で30%以上の補植

※ 植栽に使用する苗木は造林事業が森林組合の受託事業でなければならないため、森林組合の苗木を使用してください。

※補助金を受け、5年以内に山林以外に用途変更した場合は補助金返還となります。 ※除間伐の補助金を受けた場合は10年以内の全伐はできません。

※近年補助金額が限られていますので施業前に、補助金についてお問い合わせください。

【造林補助事業のことで判らないことはお気軽にお尋ねください。 担当課:指導課(田島事務所)TEL23-8833】